府　令

○内閣府令第二十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）の施行に伴い、及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年五月二十日　　内閣総理大臣　鳩山由紀夫

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第六号中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の下に「（昭和四十五年法律第百三十六号）」を加える。

第八十六条第三号を次のように改める。

三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による原動機の放出量確認、原動機取扱手引書の承認並びに海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関すること。

第九十条第一項第二号を次のように改める。

二　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による原動機の放出量確認、原動機取扱手引書の承認並びに海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査の執行に関すること。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○環境省令第九号

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第二条第五項の規定に基づき、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十二年五月二十日　　環境大臣　小沢　鋭仁

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第二条第五項の環境省令で定める団体は、財団法人水俣・芦北地域振興財団とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百九十五号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十日　　総務大臣　原口　一博

政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	候補者となるべき者の選定の手続
たちあがれ日本	東京都千代田区永田町一―十一―二十八相互永田町ビル三F	平沼　赳夫	選挙対策委員会	選挙対策本部において指名	選挙対策委員会で検討して決定

○総務省告示第百九十六号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十日　　総務大臣　原口　一博

政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	衆議院名簿登載者の選定の手続
たちあがれ日本	東京都千代田区永田町一―十一―二十八相互永田町ビル三F	平沼　赳夫	選挙対策委員会	選挙対策本部において指名	選挙対策委員会で検討して決定

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	衆議院名簿登載者の選定の手続
平成二十二年四月十六日	たちあがれ日本	東京都千代田区永田町一―十一―二十八相互永田町ビル三F	平沼　赳夫	選挙対策委員会	選挙対策本部において指名	選挙対策委員会で検討して決定

○総務省告示第百九十六号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十日　　総務大臣　原口　一博

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	衆議院名簿登載者の選定の手続
平成二十二年四月十六日	たちあがれ日本	東京都千代田区永田町一―十一―二十八相互永田町ビル三F	平沼　赳夫	選挙対策委員会	選挙対策本部において指名	選挙対策委員会で検討して決定

○中央選挙管理会告示第五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月二十日　　中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十二年四月十二日	たちあがれ日本	日本	東京都千代田区永田町一―十一―二十相互永田町ビル三F	平沼　赳夫

○厚生労働省告示第二百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

平成二十二年五月二十日　　厚生労働大臣　長妻　昭

一　1　合併後消滅する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　泉州銀行健康保険組合

（二）　事務所の所在地　大阪府岸和田市宮本町二十七番一号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社泉州銀行　大阪府岸和田市　外八事業所

2　合併後存続する健康保険組合

（一）　健康保険組合の名称　池田銀行健康保険組合

（二）　事務所の所在地　大阪府池田市城南二丁目一番十一号

（三）　設立事業所の名称及び所在地　株式会社池田銀行　大阪府池田市　外二事業所

3　認可の年月日　平成二十二年四月二十三日